

# 北海道科学大学奨学寄付金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）が、外部から受け入れる奨学寄付金（以下「寄付金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、寄付金とは、主に本学における学術研究の振興を図ることを目的として、民間企業、団体、個人篤志家等（以下「寄付者」という。）から受け入れる寄付をいう。

(受入基準)

第3条 寄付金の受け入れは、本学の学術研究上有意義であり、かつ、当該研究担当者の校務遂行上、特に支障がないと認められた場合に限るものとする。

(受入制限)

第4条 寄付の条件として、次の各号に掲げる事項が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 研究に伴い取得した財産を無償で寄付者に譲与すること
- (2) 寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと
- (3) 研究の結果得られた工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利を寄付者に無償で譲与もしくは使用させること
- (4) 寄付申し込み後、寄付者の意思により、寄付金の全額又は一部を取り消すことができること
- (5) 寄付者に対し、研究結果報告書の提出又は研究指導を行うこと
- (6) その他、本学の教育研究上支障があると認められる条件が付されていること

(所管部署)

第5条 寄付金の取扱いに関する所管部署は、研究推進・地域連携センターとする。

(寄付申込)

第6条 寄付者は、次の各号に掲げる事項を記載した奨学寄付金申込書（様式1）を研究推進・地域連携センター長（以下「センター長」という。）を経て、学長へ提出しなければならない。

- (1) 寄付者の名称及び代表者の氏名等（寄付者が個人の場合は、氏名及び職業等）
- (2) 寄付金額
- (3) 寄付の目的
- (4) 寄付にあたっての条件
- (5) 寄付の納入月日
- (6) その他参考となる事項（担当部署及び連絡先等）

(受入諾否)

第7条 センター長は、前条の奨学寄付金申込書を受けた場合、受け入れの諾否について研究推進・地域連携センター会議において審議し、学長の承認を得なければならない。

2 前項において受け入れが学長の承認を得た場合、センター長は理事長の承認を得なければならない。

(受入諾否の通知)

第8条 センター長は、受け入れの諾否結果について、寄付者に通知しなければならない。

(研究担当者の決定)

第9条 センター長は、寄付金の受け入れが決定した場合、学部長及び学科・部門長もしくは全学共通教育部長の下承を得て研究担当者を決定する。ただし、寄付者が、研究担当者を指定している場合は、この限りではない。

2 寄付者が、研究担当者を指定している場合、当該研究担当者は、学長に対し、受領願(様式2)を提出しなければならない。

(研究計画書の提出)

第10条 研究担当者は、研究開始にあたり、奨学寄付金研究計画書(様式3)を学長へ提出しなければならない。

(証明書等の発行)

第11条 寄付金が入金となり次第、寄付者に対し、特定公益増進法人証明書及び寄付金受領書を発行するものとする。

(支出の開始)

第12条 研究担当者は、寄付金の納入をもって研究を開始することができるものとする。

(支出の停止または返還)

第13条 寄付金の使途において、本学の学術研究振興上、不適切と見なされる支出があった場合には、学長は、研究担当者に対して、支出の停止又は支出済み経費の返還を命ずることができるものとする。

(支出の要領)

第14条 寄付金の支出に係る具体的な手続きは、別に定める奨学寄付金事務取扱要領によるものとする。

(事務処理)

第15条 寄付金に係る事務処理は、研究推進課が当たるものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。